

福島県双葉郡教育復興ビジョン推進協議会 設置要綱 (案)

平成25年11月28日
福島県双葉郡双葉地区教育長会決定

1. 趣旨

東日本大震災・原発事故からの避難という厳しい状況に直面した双葉郡町村の子どもたちが、主体的にふるさとの復興を担う「生き抜く力」を身に付けるためには、魅力ある学校づくりをはじめとした双葉郡ならではの復興教育を進めることが必要であることから、福島県双葉郡双葉地区教育長会が主催し、国、県、大学等の関係機関の協力も得つつ、「双葉郡教育復興ビジョン」の具現化に向けて、双葉郡の教育全般の進め方及び多様な主体との連携や子供たち及び住民の絆づくりのための具体的方策等について、中長期的視点から協議を行う「福島県双葉郡教育復興ビジョン推進協議会」を開催する。

2. 検討事項

- (1) 「双葉郡教育復興ビジョン」の具現化の推進等
- (2) その他

3. 実施方法

- (1) 協議の主催は、福島県双葉地区教育長会とする。
- (2) 協議会の委員は、別紙のとおりとする。
- (3) 座長が必要と認めるときは、別紙の委員に加えて、他の有識者等の参画を求めることができる。
- (4) 協議会は非公開とする。
- (5) 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

4. 実施期間

当協議会は平成25年7月31日にとりまとめられた「双葉郡教育復興ビジョン」の具現化をし、その後の協議会のあり方については必要に応じて検討する。

5. その他

協議会の庶務は、福島県双葉郡双葉地区教育長会が決定する福島県双葉郡教育復興ビジョン推進協議会事務局において、福島大学、文部科学省及び福島県教育委員会の協力を得つつ処理する。